

会 議 録

会議名 (審議会等名)	平成20年度第1回小金井市廃棄物減量等推進審議会		
事務局 (担当課)	小金井市ごみ対策課		
開催日時	平成20年7月24日(木)午後6時00分から8時00分		
開催場所	小金井市役所 第一会議室		
出席者	委員	<p><出席者; 13名> 大江会長、庄司副会長、本木委員、竹内委員、佐藤委員、恩田委員、鴨下委員、澤島委員、伊藤委員、平林委員、簗口委員、原委員、小島委員</p> <p><欠席者: 2名> 清水委員、川口委員</p>	
	事務局	ごみ対策課; 深澤環境部長、三上ごみ処理施設担当部長、鈴木ごみ対策課長、三浦ごみ処理施設担当課長、大関ごみ対策課長補佐高橋、井上、千賀	
傍聴者の可否	可	傍聴者数	1人
会議次第	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 委嘱状の伝達 3 市長あいさつ 4 委員自己紹介 5 正副会長の互選 6 事業系可燃ごみ廃棄物処理手数料の改定(案)について諮問 <ol style="list-style-type: none"> (1) ごみ処理の状況について (2) ごみ・資源物の処理量及び平成19年度廃棄物会計について (3) 新焼却施設建設場所選定等市民検討委員会の報告 (4) 広域支援の状況について (5) 諮問事項の説明及び改定(案)手数料の算出方法について 7 事業系可燃ごみ廃棄物処理手数料の改定(案)について審議 		
会議結果	別紙審議経過のとおり		
提出資料	別添のとおり		
その他	次回開催予定 8月18日 第一会議室		

審議過程（主たる発言等）

<p>大関課長補佐</p>	<p>(小金井市廃棄物減量等推進審議会的位置づけ等について、小金井市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例及び同規則に基づき説明)</p> <p>廃棄物減量等推進審議会会長が選出されるまでの間、ごみ対策課長補佐、大関が司会をする。</p> <p>本日は、改選後最初の廃棄物減量等推進審議会なので市長から参集をかけた。なお、この会議は公開し、会議録を作成するので了承いただきたい。</p> <p>次第に沿って進行する。</p>
<p>市長</p>	<p>開会</p> <p>(委嘱状伝達)</p> <p>(市長挨拶)</p> <p>日頃からご理解ご協力ありがとうございます。</p> <p>二枚橋焼却場が老朽化により停止し、平成 19 年度から本市可燃ごみの全量を多摩地域の多くの自治体・施設等の協力を得ながら処理していただいています。施設や周辺住民の方々への負担をできるだけ軽減するため、可燃ごみの減量が大きな課題となっています。</p> <p>昨年 6 月に発足した小金井市新焼却施設建設場所選定等市民検討委員会では、6 月 28 日第 32 回委員会開催時に、新ごみ処理施設建設場所に二枚橋焼却場用地が答申されました。この答申を尊重し、建設場所の決定に向け全力で取り組んでいく所存です。</p> <p>平成 29 年建設までには種々の課題があり、広域支援先の施設等の協力が不可欠であります。これまでも市民の方々力を借りて、ごみ減量及び資源化施策を推進してきました。近年、ごみ量は減少傾向にあります。今後も引き続き市民、事業者、行政が一体となりさらなるごみ減量が必要であります。つきましては、廃棄物減量等推進審議会委員の皆さまには将来の輝かしい小金井市構築に向けて、鋭意ご意見を賜りたくよろしく申し上げます。</p>
<p>委員</p>	<p>(自己紹介)</p>
<p>大関課長補佐</p>	<p>(事務局紹介)</p> <p>正副会長の選出を行う。</p> <p>会長は「小金井市廃棄物減量等推進審議会規則第 3 条第 2 項」の規定により委員による互選となる。互選の方法はどうするか。</p>
<p>本木委員</p>	<p>推薦としたい。</p>
<p>大関課長補佐</p>	<p>推薦でよいか。</p> <p>(異議なし)</p>

大関課長補佐	どなたか推薦していただけないか。
本木委員	大江委員を推薦したい。
大関課長補佐	ただいま大江委員を会長にという推薦があった。他になければ会長に大江委員を選出することでよいか。異議はないか。
委員	(異議なし)
大関課長補佐	会長に大江委員を選出することと決定する。大江会長に挨拶をお願いしたい。
大江会長	(挨拶)
大関課長補佐	以上をもって、司会は会長と替わる。
大江会長	副会長選出を互選で行いたい。
本木委員	庄司委員を推薦したい。
大江会長	副会長に庄司委員を選出することでよいか。
委員	異議なし
庄司副会長	(挨拶)
大江会長	次第に沿って進行する。
市長	「事業系可燃ごみ廃棄物処理手数料改定(案)」を諮問 (市長退席)
大江会長	(1)から順番に説明をお願いする。
鈴木課長	(1)「ごみ処理の状況」について説明 平成 19 年度から可燃ごみの全量の処理を他市、一部事務組合にお願いしている。平成 18 年 10 月ごみ非常事態宣言を発し、市民に燃やすごみの 10%減量を呼びかけ、協力を依頼している。 平成 19 年度の焼却処理量は 16,779 t、前年度比-1,604 t、8.7%減である。内訳は、家庭系 14,437 t、前年度比-1,251 t、8%減、事業系(持込み分) 2,342 t 前年度比-353 t 13.1%減である。 本市はごみ減量、資源化に対する市民意識が高いことに加え、早くから様々なごみ減量施策を実施していたことにより、ごみ減量、資源化率は多摩地域で高いレベルにある。総ごみ量は 753 g と一番少なく、総資源化率は 46.4%と第 2 位である。

大江会長	平成 19 年度に実施したごみ減量施策について （「平成 20 年度一般廃棄物処理計画」により説明） ごみ処理量について（「市報 7 月 15 日号リサイクル特集号」で説明） 平成 20 年度の計画について （「平成 20 年度一般廃棄物処理計画」により説明）
高橋主任	(2)「平成 19 年度廃棄物会計」について説明願いたい。
大江会長	「市報 7 月 15 日号リサイクル特集号」により説明。
竹内委員	質問はあるか。
高橋主任	処理経費が 18 年度から 19 年度で 7 億強上がって入るが理由は何か。 焼却処理で約 5 億円弱増額となっているが説明をお願いしたい。
竹内委員	二枚橋衛生組合の処理では分担金約 3 億 9 千 8 百万円を負担していた。19 年度は広域支援による処理で約 7 億 4 千万円である。その他、事務費等の経費は基の支出に応じて按分するがそれによって生じるものである。
深澤部長	広域支援により他市等に依頼しているから、高額な処理経費がかかり費用がアップしたと思う。トン当たりいくらかなどとわかり易く説明したほうが、他市にあまりお願いしないようにももっとごみ減量をしなければいけないことがはっきりする。
平林委員	従来、二枚橋衛生組合で焼却処分したときは 1 トン当たり 25,000 円から 27,000 円であった。平成 19 年度は広域支援により 8 施設に依頼しており平均すると 45,000 円ぐらいになり、その部分でかなり増大している。燃やすごみ収集運搬委託料も 19 年度は 3 億 3 千万円、18 年度は 2 億 1 千万円はかなりアップしている。19 年度は処理先が 8 施設あり、遠方まで運搬しているため経費が上がっている。
深澤部長	処理コストが高くなっているが、今後約 9 年間は同じ傾向が続くことになると思う。小金井市として何か減量又は減容ができる施策を考える必要があると思うがどうか。
大江会長	新ごみ処理施設は国分寺市と新たな一部事務組合を作って共同で進めていくことになるが、稼動まで一定の年数がかかってしまう。現在の計画では約 10 年、平成 29 年 4 月稼動の予定で進めている。 多額な費用を毎年負担していかなければならないが、暫定的でも小金井市に処理施設を作ったらというご意見については、国分寺市と新たに共同処理をしていくものを前提に進めていきたいと考えている。市民にごみ減量をお願いしながら、また、広域支援先の施設周辺の住民の方々の負担の軽減を考え、あらゆる減量施策を進めていきたいと考える。
大江会長	他に質問はあるか。

恩田委員	1 トン当たりの処理経費でトレーの処理費が高いのはなぜか。
高橋主任	トレーは軽量であるため重量で経費を割り返すと単価が高くなる。
大江会長	トレーと何かと一緒に収集されているものはないか。 ごみの区分の中で一緒に収集されているものはないか。 人件費等を按分することにより、実際のコストと違ってしまうのではないか。
庄司副会長	按分方法の説明があればわかる。重量と容積とでは違う。
小島委員	業者にどのように支払っているかによっても違う。重量で払うか、トラック何台かで支払う等でも違う。
大江会長	廃棄物会計は環境省のガイドラインによるものではなく、独自のものと他自治体との比較が難しい。
庄司副会長	環境省が、容器包装リサイクル法に基づく容器の収集、選別にどのくらい経費がかかっているかをアンケート調査した。そのとき重量を基に按分をしたらプラスチックやトレーは高くなった。重量をベースにすると軽いものは非常に高くなる。容積を基にしたらどうかと試算したらあまり差が出なかった。 ごみの単価を出す方法が、各自自治体で違うとかなり差がついてしまう。 環境省が共通の計算式を作る目的でガイドラインを作った。それを使いたいくつかの市町村の例を聞くと、按分の仕方が難しいという声が出ているようだ。
大江会長	(3)「新焼却施設建設場所選定等市民検討委員会」について報告をお願いする。
三浦課長	「市報 7 月 15 日号」により説明。
大江会長	(4)「広域支援の状況」について説明をお願いする。
三浦課長	「市報 7 月 15 日号リサイクル特集号」により説明
大江会長	質問はあるか。 平成 20 年度についての残り 1 団体はどこか。
三浦課長	武蔵野市である。
大江会長	(5)「諮問事項の説明及び改定(案)手数料の算出方法」について説明願いたい。
千賀係長	諮問書により説明
庄司副会長	広域支援により 8 団体をお願いしているが、国分寺市以外の施設は別の計算式があるのか。

<p>深澤部長</p>	<p>国分寺市での処理経費が 55 円 71 銭であるが、国分寺市の事業者が国分寺市のごみを処理するときも 55 円 71 銭であるのか。</p> <p>8 団体とも処理経費は違う。1 トン当たり国分寺市 42,000 円、柳泉園 45,000 円、東村山市 41,000 円、武蔵野市 43,000 円、小平・村山・大和衛生組合 42,000 円、昭島市 48,000 円、日野市 45,000 円 西多摩衛生組合 48,000 円、平均すると 45,000 円ぐらいになる。今回使った単価は国分寺市の処理単価であるが、市内の事業者が 1 日 10 k g 以上排出する場合は直接国分寺市に搬入するか、収集運搬業者に委託し国分寺市に搬入するかである。事業系の袋による排出については、家庭系と一緒に収集しており 8 施設に行っている。今回は持込み分の単価を使い、国分寺市の 42,000 円という単価を使っている。</p> <p>焼却灰の処理については、二ツ塚処分場でエコセメント化しているが、1 トン当たり 13,000 円かかり合計 55,000 円で試算している。</p> <p>19 年 10 月の改定では持込み分について、事業者に 70%の負担 (38 円) をお願いした。実際かかっている費用について事業者に応分の負担をしていただくのが今回の改正 (案) であり、現在減額している分をやめることである。</p> <p>ただし、袋により排出する事業者の方には 40%減額し、60%の負担をお願いしたい。</p> <p>(別紙 改定の内容の説明)</p>
<p>小島委員</p>	<p>国分寺市の市民も同じ手数料なのか。</p>
<p>深澤部長</p>	<p>現在、小金井市の手数料は 38 円であるが、国分寺市は 20 円となっている。国分寺市は自前の処理施設で行っており、小金井市は処理経費が 42 円となるが、それは清掃施設使用料や住民関連施設費等が加算された料金となっているためである。</p>
<p>小島委員</p>	<p>焼却灰については 42 円に入っていないのか。焼却灰の処理率が場所や地域性で違うかと思うがどうか。</p>
<p>深澤部長</p>	<p>8 施設の焼却残渣率は違う。各市・施設から報告をもらっている。</p>
<p>大江会長</p>	<p>事業系袋による収集と持込み分の割合はどのくらいか。</p>
<p>鈴木課長</p>	<p>事業系袋がどのくらい混入しているかはわからない。袋を作成管理している業者の配送数量しか把握していないのでどれだけ売ったかはわからない。</p>
<p>大江会長</p>	<p>「市長が収集、運搬及び処分したもの」との割合はどうか。</p>
<p>鈴木課長</p>	<p>実質、市長が収集、運搬及び処分したものはなく、持込み分のみである。</p>
<p>本木委員</p>	<p>事業系持込み分は、国分寺市搬入分の 5,423 t の中に入っているのか。</p>
<p>深澤部長</p>	<p>国分寺市には 5,423 t お願いしているが、そのうち事業系持ち込み分は 2,342</p>

	tである。
小島委員	各施設によって可燃ごみの定義が違って来るが、その処理費用とか引き受けの状況はどうなのか。
深澤部長	小金井市は分別が進んでいる。小金井市のごみ質だと受け入れていただける。
小島委員	小金井市と同程度の厳しい分別のところはあるか。
深澤部長	詳しくは把握していない。
小島委員	何か入っていると怒られることがあるか。
深澤部長	不燃物が入っていると問題になる。
庄司副会長	運搬料は以前も 11 円であったのか。許可業者に委託することが多いが、搬入先が遠くなると多額の運搬費の負担を業者に添加することとなるが、11 円を変えなかった点で何か考えはあるか。
深澤部長	ガソリン代が上がっている状況の中で 11 円がいかがかとは考えた。東京都は 13 円ぐらいであるが、11 円が妥当かと考える。11 円を変える根拠が難しい。
小島委員	将来、業者が引き受けなくなる事態もおこりかねない。市が徴収せず国分寺市に引き受けてもらう部分のみ代理代行して徴収し、運搬については勝手にしなさいという考え方もあるのかと思うが。
深澤部長	<p>廃棄物処理法では上限を決めなさいという位置づけである。市長は収集運搬をしていないが、規定をしておかなければならないということである。</p> <p>よって 11 円をプラスして料金設定をした。</p> <p>事業者がどういう考え方なのかを伺ったが、別の面で厳しいということを知った。各市の料金体系の中で、小金井市の 55 円は三多摩各市で一番高くなる。</p> <p>生ごみ処理など民間企業の業者が増えてきているが、その単価がかなり安いことがあり、すると民間の処理業者に流れていくことがある。</p>
小島委員	古紙等の分別を徹底する方が企業のコストの削減にはなるが、生ごみを分別して別処理した方が安いとなれば、リサイクルが進むしコスト的にも望ましい。
深澤部長	組成分析では生ごみが 34%、紙ごみが 38.6%である。資源に回してもらえればかなりごみ減量は進む。
大江会長	55 円だと多摩地区トップになるが、事業者のより一層徹底した分別によって減量が進めばよい形となる。事業者の指導体制はどうなっているか。
鈴木課長	ごみゼロ化推進員の事業所部会で指導を行っていただいている。また、清掃係

本木委員	でも排出指導している。 ごみゼロ化推進会議の事業所部会で、市内事業所のうち 250 店舗ぐらいアンケートをとることを考えている。啓蒙的な内容のアンケートを実施して事業者の意向を把握したいと考えている。8月頃実施で9月上旬頃集約したい。
平林委員	ごみの中でも紙の問題は、どれだけ減らせるか大きな問題だ。アンケートと一緒に事業者が資源として出せば、ごみが減量されているというインセンティブになるような仕掛けを考える必要がある。
佐藤委員	商工会の方でももう少し早くわかれば話し合いができて、返事ができたと思う。たとえば飲食業者の方はつくったものを丸々棄てることがないとは限らない。もう少し早く知らせてもらえればと思う。反対はあるが、納得してもらえるのではないか。
庄司副会長	今回の改定は2点あって、処理単価が 38 円から 55 円に変わることに、現在の 30% 減額を取り払うことと理解してよいか。家庭系は変わらないことでよいか。
深澤部長	(条例第 45 条別表第 1 第 3 1 条の 2 第 1 項の規定により排出する家庭廃棄物について説明)
小島委員	算出根拠は変わってないと理解してよいか。
鈴木課長	よい。
大江会長	次回の審議会で審議を継続する。
鈴木課長	連絡事項 本年度中にお願ひしたいことを説明させていただく。 (1) 本諮問の答申をいただく。 (2) 一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の見直しの作業に入る。 (3) 平成 21 年度一般廃棄物処理計画について検討していただく。 通常 11 月頃検討に入ったが、新年度予算に反映させたいと考えるので早めに取りかかることとしたい。 (4) 市内中学生対象に募集した喫煙マナーアップキャンペーンポスター応募作品の審査 (5) 平成 21 年度ごみ・リサイクルカレンダー表紙絵応募作品の審査
大江会長	次回日程 8 月 18 日(月)6 時 00 から 第一会議室（本庁舎 3 階） 閉会

以上

平成20年7月24日

平成20年度第1回小金井市廃棄物減量等推進審議会次第

- 1 開会
- 2 委嘱状の伝達
- 3 市長挨拶
- 4 自己紹介
- 5 正副会長の互選
- 6 事業系可燃ごみ廃棄物処理手数料の改定（案）について諮問
 - (1) ごみ処理の状況について
 - (2) ごみ・資源物の処理量及び平成19年度廃棄物会計について
 - (3) 新焼却施設建設場所選定等市民検討委員会の報告
 - (4) 広域支援の状況
 - (5) 諮問事項の説明及び改定（案）手数料の算出方法について
- 7 事業系可燃ごみ廃棄物処理手数料の改定（案）について審議



小環ご発第55号

平成20年7月24日

小金井市廃棄物減量等推進審議会

会長 大江宏 様

小金井市長 稲葉孝



事業系可燃ごみ廃棄物処理手数料の改定（案）について（諮問）

このことについて、貴審議会の意見を伺いたく、下記により諮問いたします。

記

1 諮問事項

事業系可燃ごみ廃棄物処理手数料の改定

2 諮問理由

平成19年4月から本市の可燃ごみの全量を広域支援により他市、町及び一部事務組合の施設で処理しており、そのため多額の処理経費が掛かっているという実態がある。平成19年10月に事業系廃棄物処理手数料（持込分）を改定し、現在、排出者は処理経費の約70%を負担割合として手数料を定めている。しかし、事業活動に伴って排出した廃棄物は事業者が自らの責任において適正に処理しなければならないという原則から、多額の処理経費を掛けて他市の施設で可燃ごみの全量を処理しているという実態に鑑み、また、家庭廃棄物の処理に及ぼす影響に配慮し、排出者に適正な費用負担を求める必要がある。

なお、平成19年10月に事業系廃棄物処理手数料を改定した際には見送った小金井市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例第31条の2第2項の規定による排出（事業系袋による排出）については、一定、小規模事業者に配慮し、60パーセントの負担を求めることとする。

3 改定の内容

別紙のとおり

別紙

改定の内容

小金井市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例 第45条 別表第1（該当箇所抜粋）

一般廃棄物処理手数料

区 分		手数料（円）			
			現行	改定	
第31条の2第2項の規定により排出する事業系一般廃棄物又は一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物（以下この表においてこれらを「事業系一般廃棄物等」という。）	可燃ごみ	小袋1袋につき	62	88	
		中袋1袋につき	124	176	
		大袋1袋につき	248	352	
第31条の2第3項の規定により排出する家庭廃棄物又は事業系一般廃棄物等	市長が収集、運搬及び処分したものの	可燃ごみ	1kgにつき	49	66
	市長の指定した場所に搬入したものの	可燃ごみ	1kgにつき	38	55

参考1

平成19年度の可燃ごみ1キログラム当たりの処理経費（実績）（直接経費のみ）

焼却処理費（円）	焼却残渣処分費（円）	計（円）
42.12	13.59	55.71

1 焼却処理費（42.12円/kg）の算出方法

国分寺市の広域支援による処理費用（平成19年度実績）42.12円/kg（別紙参照）

2 焼却残渣処分費（13.59円/kg）の算出方法

東京たま広域資源循環組合負担金を搬入量をもとに、焼却灰と中間処理場の埋め立て物の処分費に按分し、焼却灰の按分処理費を焼却処理量で除した数値。

東京たま広域資源循環組合負担金（平成19年度決算額）	265,128,000円
焼却処理量（平成19年度実績）	16,779,000kg

	焼却灰	埋め立て物	計
搬入量（t）	1,636	261 （平成19年度処理実績）	1,897
搬入比率（%）	86	14	100
按分処理費用（円）	228,010,080	37,117,920	265,128,000
1kg当たりの経費（円）	13.59		

3 処理手数料改定案

(1) 事業系指定収集袋で排出する場合の1袋の手数料

小袋1袋につき 88円

中袋1袋につき176円

大袋1袋につき352円

(2) 市長が収集・運搬及び処分したもの

1kgにつき66円

(3) 市長の指定した場所に搬入したもの

1kgにつき55円

※ 1kgにつき55円にした根拠：実処理経費と同額を排出者の負担とする
 <ただし、指定収集袋により排出する場合は約60%の負担とする>

参考 2

別紙

国分寺市の広域支援による処理費用（平成19年度実績）

区分		算出内訳		金額（円）	備考	
1	ランニングコスト	(1)	焼却処理費 平成17年度可燃ごみ中間処理費1 t 当たり28,200円×5423.74 t = 152,949,468円	152,949,468		
		(2)	平成19年度 焼却残灰運搬費 平成19年度焼却残灰運搬費 1 t 当たり4,830円×570.44 t =2,755,225円	2,755,225		
		ランニングコスト 計		155,704,693		
2	清掃施設 使用料	(3)	焼却施設 (建設工事費2,988,000千円-国・都補助金1,239,590千円+起債の利子償還額 1,157,908千円) ÷31年間×①=17,495,382円	17,495,382		
		(4)	ダイオキシン対 策工事 (対策工事費2,415,000千円-国・都補助金884,751千円+起債の利子償還額 116,716千円) ÷14年間×①=21,953,224	21,953,224		
		(5)	事務所棟 建設工事費145,000千円÷31年間÷4係×①=218,217円	218,217		
		(6)	焼却施設土地 使用料 清掃センターの敷地面積11,310㎡×使用料829円×12月×②×①=14,634,340円	14,634,340		
		清掃施設使用料 計		54,301,163		
3	住民関連 施設費 (室内プー ル)	(7)	施設整備費 (建設工事費710,000千円+起債の利子償還額138,304千円) ÷29年間×②× ①=3,804,769円	3,804,769		
		(8)	土地使用料 室内プールの敷地面積2364.4㎡×使用料829円/㎡×12月×②×①= 3,059,366円	3,059,366		
		住民関連施設費 計		6,864,135		
4	平成19年 度大規模 修繕分担 金	(9)	1.2号炉ガス冷却 室修繕分担金 ガス冷却室修繕料61,950,000円×①= 11,560,678円	平成19年度 大規模修繕分担金 11,560,678		
		(10)	合 計	合 計	228,430,669	
		1 t 当たりの処理単価		228,430,669円÷5,423,740kg=42,117円	42,117	

- ① 可燃ごみの焼却量の割合（小金井市の焼却量／総焼却量）5423.74 t / 29064.1 t
- ② 17年度ごみ焼却割合（年間焼却量／年間総ごみ量）24,820t / 35,635 t =0.697
- ③ 平成19年度の小金井市のごみ焼却実績：5,423.74t

参考3

事業系可燃ごみ(持ち込み分)処理手数料(見込み)(平年度ベース)

	処理量	処理手数料 /kg	処理手数料		処理費用 /kg	処理費用
	(kg)	(円)	(円)		(円)	(円)
19年度 (平年ベース)	2,342,440	38	89,012,720	①		
		55	128,834,200	②	55.71	130,497,332
	歳入増 (②-①)		39,821,480			

	処理量	処理手数料 /kg	処理手数料		処理費用 /kg	処理費用
	(kg)	(円)	(円)		(円)	(円)
20年度見込み (予算ベース)	2,457,387	55	135,156,285	③	55.71	136,901,030
19年度実績より10%減量効果があった場合	2,108,196	55	115,950,780	④	55.71	117,447,599

事業系可燃ごみ(持ち込み分) 処理手数料 (円)		
平成18年度 (決算額)	平成19年度 (決算額)	平成20年度 (内示額)
54,029,520	67,877,500	93,380,000

参考4

事業系可燃ごみ(袋収集分)処理手数料(見込み)(平年度ベース)

平成19年度ベース											
	現行①				改定②				差額(②-①)		
	種類	手数料	枚	円	種類	手数料	枚	円	円		
一般事業所	可燃	小	62	5,700	353,400	小	88	5,700	501,600	148,200	
		中	124	34,500	4,278,000	中	176	34,500	6,072,000	1,794,000	
		大	248	48,500	12,028,000	大	352	48,500	17,072,000	5,044,000	
		小計		88,700	16,659,400	小計		88,700	23,645,600	6,986,200	
		収納事務委託料			1,749,237	収納事務委託料			2,482,788	733,551	

平成20年度ベース(予算)					平成19年度より10%減量効果があつたとき					
	改定③				改定④					
	種類	手数料	枚	円	種類	手数料	枚	円		
一般事業所	可燃	小	88	4,700	413,600	小	88	5,130	451,440	
		中	176	34,000	5,984,000	中	176	31,050	5,464,800	
		大	352	54,000	19,008,000	大	352	43,650	15,364,800	
		小計		92,700	25,405,600	小計		79,830	21,281,040	
		収納事務委託料			2,667,588	収納事務委託料			2,234,509	

参考5

多摩26市事業系可燃ごみ(持ち込み分)処理手数料

平成20年7月

	市名	有料・無料 の別	1kg当たりの手数料(円)	備 考
1	八王子市	有料	25	(250円/10kg)
2	立川市	有料	30	
3	武蔵野市	有料	20	
4	三鷹市	有料	20	
5	青梅市	有料	30	
6	府中市	有料	42	
7	昭島市	有料	30	
8	調布市	有料	49	(平成20年7月改定)
9	町田市	有料	0から20kgまで250円	
			30kgまで650円	
			40kgまで1000円	
			以降10kg増すごとに250円加算	
10	小金井市	有料	38	(平成19年10月改定)
11	小平市	有料	24	
12	日野市	有料	25	
13	東村山市	有料	35	
14	国分寺市	有料	20	
15	国立市	有料	30	
16	福生市	有料	30	
17	狛江市	有料	42	
18	東大和市	有料	25	(平成20年4月改定)
19	清瀬市	有料	35	
20	東久留米市	有料	35	
21	武蔵村山市	有料	25	
22	多摩市	有料	25	(平成20年4月改定)
23	稲城市	有料	42	
24	羽村市	有料	30	
25	あきる野市		受入れなし	
26	西東京市	有料	35	
平均			30.9	町田市除く

参考6

事業系可燃ごみ（持込み分）の処理量の推移

単位：kg

年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度
処理量	2,973,248	3,047,569	2,920,876	2,735,520	2,721,649	2,698,991	2,342,440
前年度比		2.50%	△4.16%	△6.35%	△0.51%	△0.83%	△13.21%
			7月手数料改定				10月手数料改定

(参考条文)

小金井市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例

(事業者の責務)

第10条 事業者は、廃棄物の発生を抑制し、再利用を促進する等により、廃棄物を減量しなければならない。

2 事業者は、物の製造、加工、販売等に際して、その製品、容器等が廃棄物になった場合において、その適正な処理が困難になることのないようにしなければならない。

3 事業者は、その事業系廃棄物を独自に、又は他の事業者と共同して、自らの責任において適正にこれを処理しなければならない。

4 事業者は、廃棄物の減量その他その適正な処理の確保等に関し、市の施策に協力しなければならない。

(一般廃棄物の処理)

第30条 市長は、前条の規定により定めた計画に従い、家庭廃棄物を処理しなければならない。

2 市長は、家庭廃棄物の処理に支障がないと認めるときは、事業系一般廃棄物の収集、運搬及び処分を行うことができる。

3 前2項に規定する一般廃棄物の収集、運搬及び処分の基準は、規則で定める。

(家庭廃棄物、事業系一般廃棄物等の排出方法)

第31条の2 占有者は、市長が収集、運搬及び処分する家庭廃棄物（第45条の規定に基づき廃棄物処理手数料を徴収する家庭廃棄物のうち、粗大ごみ、し尿等及び動物の死体を除く。）を排出するときは、市長が指定する収集袋（以下「指定収集袋」という。）を使用しなければならない。

2 事業者は、市長が収集、運搬及び処分する事業系一般廃棄物（第45条の規定に基づき廃棄物処理手数料を徴収する事業系一般廃棄物のうち、粗大ごみ、し尿等及び動物の死体を除く。）又は一般廃棄物と併せて処理する産業廃棄物を排出する時は、指定収集袋を使用しなければならない。

3 前2項の規定により難いと市長が認めるとき、又は臨時に排出するときは、占有者及び事業者は、市長の指示に従わなければならない。

(廃棄物処理手数料)

第45条 市長は、次の各号の一に該当する廃棄物の処理について、占有者又は事業者から別表第1、別表第2及び別表第3に掲げる手数料（以下「廃棄物処理手数料」という。）を徴収する。ただし、廃棄物処理手数料の一か月分の請求額の合計が100円未満であるときは、その全額を切り捨てる。

小金井市廃棄物の処理及び再利用の促進に関する条例施行規則

(排出量の算定)

第27条 条例第45条第1項の廃棄物処理手数料の算定基礎となる臨時に排出する一般廃棄物の排出量は、毎月末日の状態によって市長が認定する。